

令和6年度2回 江戸川区労働報酬等審議会 議事概要

1 日 時 令和6年12月17日（火） 午前 10 時から

2 場 所 江戸川区役所 労働報酬等審議会室

3 出席者 【委員】横山会長、中里委員、森本委員、内海委員、平野委員、池田委員
【区側】総務部長、用地経理課長ほか契約係職員2名

4 会議概要

- ・ 業務委託契約・指定管理協定について、同一労働・同一賃金の考え方に基づく現年度の労働報酬下限額を基準として、給与等の決定に係る各種指標等を勘案して算出することとし、令和7年度の労働報酬下限額を1,350円／時間とする旨、諮問を行った。
- ・ 諮問書及び第1回審議会での意見等を踏まえて、令和7年度労働報酬下限額について、答申を行った。

5 議事要旨

- ・ 中小企業では、原材料費の価格転嫁は進んでいるが、労務費の価格転嫁は思うように進んでいない。連合は「2025 春季生活闘争方針（案）」において中小企業の賃上げ要求水準を6%としているが、実態としては困難であり、採用が増々難しくなることが想定される。
- ・ 賃上げに係る公表数値は大企業の状況を切り抜いたものが多い。実情は7割以上が中小企業であるため、実情に合わせた数値を公表してもらいたいと考えている。
- ・ 初任給の引上げは中小企業においては大企業のように進んでいない。最低賃金も急激に上昇している現状も踏まえて、労使一体となり考えていきたい。
- ・ 建設業従事者の賃上げを求めるところであるが、事業者の経営も考慮しながら検討をする必要があると考えている。
- ・ 最低賃金の上昇見込みを勘案して業務委託・指定管理の労働報酬下限額を算出したところであるが、民間では最低賃金の変更を受けて年度途中に給与を変更している。労働報酬下限額も年度途中に変更して良いのではないか。
- ・ 設計から考えると工事の完了まで1年以上かかることが多く、その間に原材料等の単価も大きく変化する。契約変更に速やかに対応できるよう予算は確保して欲しい。